

第329回（第22期第2回）隠岐海区漁業調整委員会議事録

日時：令和3年12月10日（金） 13：45～15：30

於：隠岐郡西ノ島町別府46 黒木公民館会議室

1 出席委員（敬称略）

大西 寿春（2番）	吉田 篤司（3番）	前田 芳樹（4番）
池田 速人（5番）	升谷 健（6番）	小谷 茂雄（7番）
林 千枝子（8番）	亀谷 潔（9番）	長府 吉信（10番）

2 欠席委員（敬称略）

牧野 一（1番）

3 議題

- (1) 会長職務代理者の互選について
- (2) 連合海区漁業調整委員会委員の選出について
- (3) 令和3管理年度の知事管理漁獲可能量の変更について（報告）
 - ①まいわし
 - ②くろまぐろ
- (4) 島根県資源管理方針の変更について（諮問）
- (5) 令和4管理年度のマイワシ、マアジの知事管理漁獲可能量の設定について（諮問）
- (6) 新規漁業許可に係る制限措置の内容及び申請期間について（諮問）
- (7) 漁業権一斉更新のスケジュールについて（報告）
- (8) 島根県漁業調整規則の改正について（報告）
- (9) 隠岐支庁農林水産局長専決海面漁業許可等の取扱方針の一部改正について（報告）
- (10) とびうお機船船曳網漁業の許可の取扱方針一部改正について（報告）
- (11) くろまぐろの資源管理について（報告）
- (12) その他
 - ・令和4年度全国海区漁業調整委員会連合会日本海ブロック要望書について
 - ・資源管理ロードマップにかかる説明会の開催について

4 挨拶

事務局長（池田） 開会宣言（出席委員の定足状況及び委員会の成立を報告）

会長選任報告

会長（議長 亀谷委員） 挨拶（省略）

水産部長（為石） 挨拶（省略）

5 議事

議長（9番：亀谷委員）による議事録署名者の指名

議事録署名者：3番 吉田委員、4番 前田委員

(1) 会長職務代理者の互選について

議長（9番：亀谷委員）

それでは、議事1の会長職務代理者の互選について審議をお願いします。会長職務代理者の選出に

ついて、事務局より説明をお願いします。

事務局長（池田）

～資料1により以下の内容について説明～

- 隠岐海区漁業調整委員会規程第3条第3項の規定により、委員が互選により会長代理を置くこととされている。
- 慣例により会長が島前から選出している場合、職務代理者は島後から選出している。

議長（9番：亀谷委員）

事務局長より今回は島後から選出ということでしたが、何か意見等ありますでしょうか。

7番：小谷委員

職務代理者について、島後委員の総意としては池田委員を推薦する。

議長（9番：亀谷委員）

他に異議はないか。

全委員

異議なし。

議長（9番：亀谷委員）

それでは、本委員会の会長職務代理者は、池田委員に決定になりました。

（2）連合海区漁業調整委員会委員の選出について

議長（9番：亀谷委員）

それでは、議事2の連合海区漁業調整委員会委員選出について審議をお願いします。事務局より説明をお願いします。

事務局長（池田）

～資料2により前回の委員会です承いただいた以下の内容について説明～

- 隠岐海区から5名を選出する。
- 慣例として、会長と会長代理は必ず選出している。
- 原則、漁業者委員から選ぶことにしている。
- 地域のバランスを加味し、島後から3名、島前から2名を選出している。
- また、本土と隠岐の連合海区であることから、本土側との調整を要するような漁業種類や地区の代表者から選出することが望ましい。

議長（9番：亀谷委員）

皆様ご意見はありますでしょうか。

7番：小谷委員

島後側からは牧野委員、大西委員、池田委員の3名を推薦したい。

4番：前田委員

連合海区委員については、隠岐支庁が指名するのではないのか。

事務局長（池田）

委員の話し合いで選出する。

4番：前田委員

島根海区との調整もあるため、海区委員としての経験を踏まえ、長期勤務したのから選出してはどうか。

2番：大西委員

本土側との調整を要するような漁場がある地区の代表的な立場にある者から選任するという観点から小谷委員の案が良いと思う。

7番：小谷委員

前田委員の意見同様、委員経験のある方を含める意見も出たが、経験歴のある吉田委員の方から若い人に任せたいと意見があったため、経験の浅い3名の選出となった。

議長（9番：亀谷委員）

島後で話し合いをしたうえでの委員案であれば、小谷委員の案で良いのでは。

4番：前田委員

島後の意見というが私は聞いていない。反対するわけではないが、島根海区との調整もあるため委員経験のある者からも選ぶべきではないか。選出が偏っていると思うが。

議長（9番：亀谷委員）

意見が割れているため、もう一度島後の委員のなかで話し合っ決めていくべきかと思う。

3番：吉田委員

長いこと委員をやっているが、経験の浅い委員でも運営に問題ないと思うため、任せて良いかと思う。

7番：小谷委員

大西委員、吉田委員、池田委員、林委員で話し合った上での案であるため、先延ばしせず、できることならこの案で進めていただきたい。

議長（9番：亀谷委員）

それでは今までの意見を踏まえた上で、議長の考え方を示して皆さんに諮るということで良いか。

全委員

了解。

議長（9番：亀谷委員）

それでは、島後からは、牧野委員、大西委員、池田委員の3名を選出する。

また、島前からは議長である私と漁業者から選出ということで長府委員の2名を選出することとし良いか。

全委員

異議なし。

(3) 令和3管理年度の知事管理漁獲可能量の変更について（報告）

議長（9番：亀谷委員）

議題3は報告です。令和3管理年度の知事管理漁獲可能量の変更について事務局より説明をお願いいたします。

県庁水産課（渡邊）

～資料3により以下の内容について説明～

① まいわし

- 関係県や関係漁業者間での合意が得られた数量であれば水産政策審議会への諮問を経ずに、国留保枠からTACを配分できる仕組みを構築。
- 令和3年7月20日付で関係県から国へ留保枠の配分を要望。
- 結果、令和3年8月6日に国留保枠13,100トンから6,700トンを放出。
- 島根県への配分は30,900トン→34,600トンの3,700トン増となった。

② くろまぐろ

- くろまぐろの突発的な来遊、想定外の漁獲に備え、県資源管理方針に基づき、TACの一部を県の留保枠として管理。
- 県が管理していた留保枠から小型魚2.5トンのうち2.2トン、大型魚1.0トンのうち0.9トンをそれぞれ配分した。

- 県留保枠の放出により、隠岐地区では以下の通り配分された。

小型魚

- 定置漁業：5.7トン→5.9トンの0.2トン増。
- 沿岸くろまぐろ漁業：27.5トン→28.0トンの0.5トン増。

大型魚

- 定置漁業：5.3トン→5.5トンの0.2トン増。

議長（9番：亀谷委員）

報告のあった内容について何かご質問、ご意見はありますか。

全委員

異議なし。

議長（9番：亀谷委員）

それでは以上の報告を了解することとし、議題3の審議を終了とします。

(4) 島根県資源管理方針の変更について（諮問）

議長（9番：亀谷委員）

議事4は諮問です。島根県資源管理方針の変更について事務局より説明をお願いします。

県庁水産課（渡邊）

～資料4により以下の内容について説明～

- まあじ、まいわし、さば類について、大臣管理区分や他の都道府県との融通があった際には、あらかじめ海区委員会の意見を聴いて定めた方法により知事管理区分の配分量を変更する旨の規定を追加。
- 今後、知事管理区分間での融通も行われるようになる可能性があることから、知事管理区分間での融通に係る規定もあらかじめ追加する。
- 具体的な配分方法について、大臣管理区分又は他の都道府県との融通は、融通のきっかけとなった知事管理区分の配分量を変更する。
- 県内の知事管理区分間での融通については合意内容に基づき、当事者である知事管理区分の配分量を変更する。

議長（9番：亀谷委員）

何かご質問、ご意見ありますかでしょうか。

全委員

異議なし。

議長（9番：亀谷委員）

それでは議題4について異議ない旨答申することとし、議題4の審議を終了とします。

(5) 令和4管理年度のマイワシ、マアジの知事管理漁獲可能量の設定について（諮問）

議長（9番：亀谷委員）

議題5も諮問事項です。令和4管理年度のマイワシ、マアジの知事管理漁獲可能量の設定について事務局より説明をお願いします。

県庁水産課（渡邊）

～資料5により以下の内容について説明～

- 令和4年漁期の国TACについて、令和3年漁期と比較すると、まいわし77,000トン→97,000トンの20,000トン増、まあじ150,800トン→156,200トンの5,400トン増となった。

- 島根県には、まいわし 20,900 トン→26,300 トンの 5,400 トン増、まあじ 20,900 トン→23,100 トンの 2,200 トン増となった。
- 令和 3 年 8 月時点での県 TAC 消化率は、まいわし 64.8%、まあじ 28.8%。
- 令和 4 年漁期の中型まき網漁業には、まいわし 25,900 トン、まあじ 21,800 トンを配分予定。

議長（9 番：亀谷委員）

事務局から説明がありました。ご意見等ありますでしょうか。

4 番：前田委員

8 頁の上図に令和 3 年漁期のまあじ TAC 残量（令和 3 年島根県 TAC 20,900 トンと 10 月末時点の漁獲実績 8,806 トンの差）は載っているか。

県庁水産課（渡邊）

図には記載していない。

4 番：前田委員

10 頁において、まあじについては来年から TAC を減らされるということか。

水産部長（為石）

10 頁では島根県への配分量 23,100 トンのうち、中型まき網漁業に配分される内訳を記載している。まあじ TAC については来年から増加する。

4 番：前田委員

了承。

議長（9 番：亀谷委員）

それでは議題 5 について異議ない旨答申することとし、議題 5 の審議を終了とします。

（6）新規漁業許可に係る制限措置の内容及び申請期間について（諮問）

議長（9 番：亀谷委員）

新規漁業許可に係る制限措置の内容及び申請期間について事務局より説明をお願いします。

隠岐支庁農林水産局（佐々木）

～資料 6 により以下の内容について説明～

- 知事許可漁業について新規で許可する場合、島根県漁業調整規則第 11 条第 1 項において、制限措置の内容、申請期間を定め、公示により申請を受け付けること、同条第 3 項において海区漁業調整委員会に諮ることとなっている。
- 今回新規許可の公示を行う漁業種類は、手繰第三種漁業（なまこけた網漁業）、小型いか釣漁業、手繰第二種漁業（自家用餌料びき網漁業）、県外いか釣漁業。
- 手繰第三種漁業（なまこけた網漁業）、小型いか釣漁業については、操業の時期を逸さないよう、申請期間を令和 3 年 12 月 13 日～令和 3 年 12 月 23 日に設定。
- 県外いか釣漁業については、毎年、関係道県との隻数調整があるため、許可の有効期間を従来どおり 1 年間（令和 4 年 5 月 1 日～令和 5 年 4 月 30 日）とする。

議長（9 番：亀谷委員）

説明のあった内容について委員の皆様のご意見、ご質問はありますでしょうか。

3 番：吉田委員

今の時期、全国にいかが取れている場所がどこかあるか。

水産部長（為石）

今の時期、スルメを狙うなら沿岸ではなく、北の方で沖を下がってくる群れを狙っていると聞いている。

3 番：吉田委員

先月から1杯も上がってない。こんなことは今までなかったため、情報がほしい。

水産部長（為石）

沿岸域の水温がまだ高いこと、再生産がうまくいっていないことが重なったのかも。

また、水温の低い北の方を通っているため、沿岸に漁場が形成されにくいのもかもしれない。

3番：吉田委員

これから寒くなってから期待したい。

2番：大西委員

1頁の申請期間を短くした理由は何か。

隠岐支庁農林水産局（佐々木）

漁期を逃してしまうため短い期間で申請期間を設けた。その他漁期に重ならない魚種については申請期間を1か月で設けている。

2番：大西委員

今後は申請期間が短くなったため、早く操業できるということか

隠岐支庁農林水産局（佐々木）

そのとおりである。

4番：前田委員

4頁では自家用餌料びき網漁業の規定を新たに定めたということか。

隠岐支庁農林水産局（佐々木）

規定を新たに設けたのではなく、今までは許可の隻数制限等なければその都度許可していたものを、漁業法改正に伴い、要望があった場合には海区に諮ることが必要になったということ。

4番：前田委員

実際に要望があるのか。

隠岐支庁農林水産局（佐々木）

島後で2隻ほど要望がある。

議長（9番：亀谷委員）

他に質問はありませんか。

全委員

なし。

議長（9番：亀谷委員）

それでは議題6については異議ない旨答申することとし、議題6の審議を終了とします。

(7) 漁業権一斉更新のスケジュールについて（報告）

議長（9番：亀谷委員）

議題7は報告です。漁業権一斉更新のスケジュールについて事務局より説明を求めます。

県庁水産課（渡邊）

～資料7により以下の内容について説明～

- 隠岐管内では、107件の漁業権免許があり、いずれも令和5年8月末までに更新が必要。
- 漁業法改正に伴い、今回の更新から関係者・関係機関の調整（利害関係人の意見聴取）が必要になった。
- 意見聴取次第では、新たな調整が必要となるため、一斉更新のスケジュールを前倒しする。

議長（9番：亀谷委員）

報告のあった内容について委員の皆様のご意見、ご質問はありますでしょうか。

全委員

特になし。

議長（9番：亀谷委員）

それでは以上の報告を了解することとし、議題7の審議を終了とします。

（8）島根県漁業調整規則の改正について（報告）

議長（9番：亀谷委員）

議題8は報告でございます。事務局から説明をお願いします。

県庁水産課（渡邊）

～資料8により以下の内容について説明～

- 漁業調整規則を次のとおり改正した。
- 島根県組織の統合による組織名の変更。
- 内水面における網口の最長部の長さが50cm以下のたも網の網目制限の解除。
- 宍道湖における水産植物の採捕制限の廃止。

議長（9番：亀谷委員）

何かご質問、ご意見はありますか。

全委員

異議なし。

議長（9番：亀谷委員）

それでは以上の報告を了解することとし、議題8の審議を終了します。

（9）隠岐支庁農林水産局長専決海面漁業許可等の取扱方針の一部改正について（報告） （10）とびうお機船船曳網漁業の許可の取扱方針一部改正について（報告）

議長（9番：亀谷委員）

議題9、10については関連する内容のためまとめて報告します。では、事務局より説明をお願いします。

農林水産局（佐々木）

～資料9により以下の内容について説明～

- 第4条の「許可等の申請及び届出における提出書類」の表中の「廃業届」を「漁業許可失効届（廃業届）」に改正。
- 調整規則改正に伴い、従来の「廃業届」が「漁業許可失効届」となったため変更。
- 「隠岐郡に住所又は事業所を有する漁業者」としていた記載を「隠岐郡に住所又は主たる事務所を有する漁業者」に改正。
- 「漁業を営む者の資格」に規定する「隠岐郡」に支店等がある県外法人が、許可を受けることができないことを明確にするため。

～資料10により以下の内容について説明～

- 令和3年6月25日開催の第328回（第22期第1回）でとびうお機船船びき網漁業の操業区域拡大について協議したものの、漁業者間の調整が必要との意見があったため、当日の改正は行わなかった。
- その後、漁業者間の調整が整ったため、令和3年7月2日に取扱方針を改正。

議長（9番：亀谷委員）

議題9、10について説明がありましたが、何かご質問等ありますでしょうか。

全委員

特になし。

(11) くろまぐろの資源管理について（報告）

議長（9番：亀谷委員）

議題11は報告です。事務局から説明をお願いします。

県庁水産課（渡邊）

～資料11により以下の内容について説明～

- 中西部太平洋まぐろ類委員会（WCPFC）第18回年次会合において、小型魚について、日本は4,007トンで現状維持、大型魚は、日本4,882トン→5,614トンの732トン増（全体6,591トン→7,609トンの1,018トン増）となった。
- 「漁獲枠の未利用分の繰越率の上限を、漁獲枠の5%から17%へ増加」する現行の特例措置を今後3年延長。
- 今後3年間、小型魚枠の10%を上限として、「1.47倍」換算して切り替えることが可能。
- 令和4年小型魚の当初配分案は、令和3年と比較すると、島根県78.5トン→89.3トンの10.8トン増。
- 令和4年大型魚については、島根県23.3トン→25.5トンの2.2トン増。

議長（9番：亀谷委員）

議題11について説明がありましたが、質問等ありますでしょうか。

2番：大西委員

県への配分はいつごろ決まるのか。

県庁水産課（渡邊）

12月14日に開催される国の審議会で決定する。

2番：大西委員

承知した。

議長（9番：亀谷委員）

それでは議題11を終了します。

(12) その他

議長（9番：亀谷委員）

以上で議事は終了となりますが、その他として事務局から何かあればお願いします。

事務局長（池田）

R4全漁調連日本海ブロック会議結果、資源管理ロードマップ説明会について情報提供させていただきます。

～資料12-1により以下の内容について説明～

- 令和4年度日本海ブロック要望事項のうち、継続要望10件、新規要望2件。
- うち、島根県からは1.太平洋くろまぐろの資源管理について、4.漁業法改正後の資源管理について、6.日韓暫定水域及び我が国排他的経済水域における漁業秩序の確立について、7.北朝鮮の弾道ミサイル発射等に対する漁業者の安全確保について要望。
- いずれも島根県の要望が反映されている。

～資料12-2により以下の内容について説明～

- 新たな資源管理を進めていくために、水産庁が各浜へ説明を行う。
- 隠岐では来年1、2月ごろ開催予定。
- 島後は隠岐支庁、島前は島前集合庁舎にてテレビ会議で開催予定。浜の意見を直に伝えるよい機会、多くの方へ出席願いたい。

議長（9番：亀谷委員）

説明のあった内容について質問はありませんか。

4番：前田委員

日本海ブロック要望事項の9.遊漁者に対するルール作りと漁業との調整について、遊漁者がマナーを守らず困っている。将来的なルール作りは厳しそうか。

事務局長（池田）

法令等の整備は難しい。昨年の要望に対する回答として水産庁ではHPやパンフレット等により周知徹底していくとされている。

議長（9番：亀谷委員）

他に質問等ありますでしょうか。

全委員

なし。

議長（9番：亀谷委員）

それでは次回委員会の開催予定はいつになるのか、事務局よりお願いします。

事務局長（池田）

次回の開催は3月ごろを予定している。内容としてはR4くろまぐろ、するめいかのTACの諮問を予定している。場所はJFしまね西郷支所を予定している。

議長（9番：亀谷委員）

委員の皆様から何かありませんか。

全委員

特になし。

議長（9番：亀谷委員）

分かりました。

それでは以上をもちまして閉会とします。皆様ありがとうございました。

閉会宣言

県職員として委員会に出席した者の職氏名

島根県農林水産部水産課	企画員	渡邊 朋英
隠岐支庁農林水産局	水産部長	為石 起司
	主任	佐々木 雄基
	水産業普及員	中山 創一朗
隠岐海区漁業調整委員会事務局	事務局長	池田 博之
	書記	藤井 恵太

以上ここに会議の顛末を記し、その相違無きを認証するためにここに署名する。

議長（9番：亀谷委員）

議事録署名者

3番

議事録署名者

4番